

令和3年度 住吉区総合防災訓練について

1 概要

住吉区ではこれまで、各地域と避難所開設訓練や災害時の組織体制づくり、デジタル簡易無線の配備による災害時の連絡体制の強化等を行ってきた。平成28年度から、区内全12地域活動協議会をはじめ区内の関係団体と区役所全職員参加のもと、区内一斉の大規模な防災訓練を実施しており、平成29年、30年度については、一時避難場所の開設訓練に重点を置いて実施した。

令和元年度、令和2年度については、災害時避難所の開設訓練に重点を置いて実施した。特に昨年度は、新型コロナ禍を考慮した災害時避難所開設運営訓練を実施した。

令和3年度は、新型コロナ禍を考慮した町会一時避難場所及び災害時避難所の開設運営訓練を行うことにより、区役所の災害対応力及び地域防災力の更なる向上を図ることとする。

2 日時

令和3年11月13日(土) 9:00～12:00

3 訓練想定・内容等

- (1) 実施場所：区内災害時避難所、各町会一時避難場所、住吉区役所他
- (2) 訓練想定：震度6強の直下型地震発生
- (3) 参加者：区内全12地域活動協議会（地域活動協議会役員、地域防災リーダー、町会役員等のみ）、区役所職員、直近参集者、各種関係団体等

※一般の方の参加及び小中学生等の土曜授業との連携はしません。

(4) 訓練内容

① 区役所

- 住吉区災害対策本部の設置・運営(iisumi、EMIS等)
- 各災害時避難所への職員派遣

② 各地域

- 町会本部
 - ・本部設置、安否確認、災害時避難所への避難経路の確認など
- 地域災害対策本部
 - ・情報収集、伝達訓練など

- 避難所運営委員会
 - ・ 避難者受入、避難者誘導訓練など
 - 無線訓練
 - ・ デジタル簡易無線、MCA無線の使用訓練など
- ③ その他
- 各種団体との連携訓練
(福祉避難所・緊急入所施設、災害ボランティア活動支援センター、区医師会、区薬剤師会、大阪急性期・総合医療センター等)

【重点項目】

※新型コロナ禍を考慮した、町会一時避難場所及び災害時避難所の開設運営訓練

4 訓練の中止等

(1) 中止

次のいずれかを満たす場合、総合防災訓練を中止する。

- ①午前7時の時点で大阪市域に大雨・洪水・暴風警報等の警報が発令されている場合
- ②大阪府域を対象とした「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令されている場合
- ③その他、住吉区長が必要であると判断した場合

(2) 縮小

大阪市域に「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置」が適用されている場合、規模を縮小して訓練を実施する。

ただし、感染拡大の状況により、住吉区長が必要であると判断した場合、訓練を中止する場合がある。

※規模縮小の例

- ▶ 町会一時避難場所における訓練を中止
- ▶ 町会一時避難場所から災害時避難所への避難訓練を中止